

## 家庭的保育事業・小規模保育事業について

宇治市では、待機児童解消の取組として、現在、少人数の子どもを保育する「家庭的保育事業」を市内10か所の施設で各5名・計55名、また、定員が15名の「小規模保育事業」を市内2施設で実施しています。

### \*対象の子ども\*

市内に居住する3歳未満児（受入れ開始の月齢は、施設によって異なります）で、市内の認可保育所等に入所申込みをしているにもかかわらず入所できていない子どもが対象になります。

### \*申込方法\*

通常の保育所等入所申請が前提となります。保育所等入所申請書の「希望保育所等」欄の横に、家庭的保育事業・小規模保育事業の利用希望の有無を記入する欄がありますので、この欄に記入してください。詳細はこの「入所のしおり」の23ページの記入例をご参照ください。

※家庭的保育事業・小規模保育事業のみを希望することはできません。

### \*申込期間\*

保育所等の入所申込期間と同じです。

### \*保育料について\*

家庭的保育事業・小規模保育事業の保育料については、保育所等に登園する子ども（3歳未満児）の料金と同額です。また、保育料の多子軽減も適用されます。

- ・ その他の費用としては、出席帳や氏名印などの実費があります。
- ・ 保育料は直接施設へお支払いいただきます。
- ・ 支払方法については、施設により異なりますので、各施設にお問い合わせください。

※ 保育時間は、全施設において7：30～18：30です。

## Q & A集

### \*家庭的保育事業・小規模保育事業について\*

#### 運営主体は？誰が保育するの？

実施主体である社会福祉法人が運営します。

家庭的保育者は、社会福祉法人が雇用する保育士資格を有する者と、その補助者です。

保育者・補助者は、宇治市の指定する家庭的保育者研修を修了しています。

小規模保育者は、社会福祉法人が雇用する保育士資格を有する者が、それぞれ年齢ごとに保育所等の運営に係る最低基準に準じて保育を行います。

#### 対象は？

市内に居住する3歳未満で、なおかつ市内の認可保育所等への入所申込みをしているにもかかわらず入所できていない子ども（＝待機児童）が対象です（0歳児の受入れ可能な月齢は施設によって異なります）。

#### 休日は？

日祝日及び年末年始です。

※土曜日の保育時間は、施設によって異なります。直接ご確認ください。

#### 保育内容は？

保育内容については、運営する社会福祉法人がその指導・支援にあたります。また、必要に応じて、社会福祉法人の運営する保育所等と連携して保育が実施されます。子どもの健康診断や給食も実施されます。

#### 送迎場所は？

原則、家庭的保育事業・小規模保育事業の施設へ直接送迎していただきます。

#### 施設に園庭はあるの？

保育所等のような大きな園庭はありませんが、庭がある施設では庭で遊ぶとともに、近くの公園や保育所等の園庭を利用します。

#### 慣らし保育は？

通常の保育所等の入所と同様、最初は短い保育時間からスタートし、子どもの状況に応じて徐々に保育時間を延ばしていきます。

### **保育料は？ その他の費用は？**

保育料は、保育所等の保育料に準じます。また、保育料の多子軽減も適用されます。

例) 第1 子が保育所(園)、第2 子が家庭的保育事業 → 第2 子は半額(1/2 軽減)となります。

保育料、その他の費用(出席帳などの雑費)は、直接施設へお支払いいただきます。

### **家庭的保育事業・小規模保育事業単独の申込みはできるの？**

家庭的保育事業及び小規模保育事業は、保育所等を待機されている方が対象のため、単独での申込みはできません。

### **希望している保育所等に空きがでたら？**

家庭的保育事業や小規模保育事業を利用中、年度途中で希望している保育所等に空きが出た場合、入所選考を行い、入所の案内ができる場合には、別途連絡します。

### **他の家庭的保育事業・小規模保育事業の施設に利用変更できるの？**

家庭的保育事業や小規模保育事業利用中に、引っ越しなどの特別な理由があれば利用施設変更の希望を受け付けます。その際には、保育所等の希望園変更とは別に変更申込書の提出が必要です。変更申込書を提出しても、必ず利用施設を変更できるものではありません。

### **家庭的保育事業や小規模保育事業を利用していれば、保育所等の申込みは必要ないの？**

保育所等入所申請の有効期限(6 か月間)が切れた場合、また、次の年度の一斉入所については改めて入所申請の手続きが必要です。手続きをされない場合は、家庭的保育事業や小規模保育事業の利用もできなくなります。